

近江八幡市スポーツ大会出場激励金交付要綱

平成22年3月21日
告示第68号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における体育、スポーツ及び障がい者スポーツの競技力の向上並びにその振興を図るため、各種大会及びスポーツ大会の予選等において優秀な成績をあげ、国際大会及び全国大会に出場する選手に対して激励金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(激励金の交付対象者)

第2条 激励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に所在する競技団体(市内の学校、事業所、社会体育関係団体及びクラブチームを含む。)
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

(激励金の交付の対象となる大会)

第3条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当する大会とする。

- (1) 国の代表として出場する国際競技連盟が開催する国際大会
- (2) 滋賀県又は近江八幡市の代表として出場する公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会に加盟する競技団体が開催する全国大会
- (3) その他市長が特に必要と認めた大会

(激励金の額)

第4条 激励金の額は、別表のとおりとする。

(激励金の交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 近江八幡市スポーツ大会出場激励金交付申請書(別記様式)
- (2) 大会実施要項
- (3) 大会登録選手名簿
- (4) 予選等の競技成績
- (5) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請は、大会への出場決定後速やかに行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市スポーツ選手全国大会出場激励金交付要綱(平成21年近江八幡市告示第35号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

1 国際大会

大会区分	交付額	
オリンピック大会 パラリンピック大会	開催地が国内の場合	1人につき35,000円
	開催地が国外の場合	1人につき70,000円
国際大会	開催地が国内の場合	1人につき25,000円
	開催地が国外の場合	1人につき50,000円

2 全国大会

大会区分	交付額		
国民スポーツ大会 全国障害者スポーツ大会 日本スポーツマスターズ 全国中学校体育大会 全国高等学校総合体育大会	個人競技の場合		1人につき10,000円(開催地が県内 の場合は、5,000円)
	団体競技の場合(複数市町の混成 チームの場合は、市内に住所を有 する者の数)	登録選手1人～9人	1人につき10,000円(開催地が県内 の場合は、5,000円)
		登録選手10人以上	1団体につき100,000円(開催地が 県内の場合は、50,000円)
その他競技団体が主催する全 国大会(毎年度1回限りとする。)	個人競技の場合		1人につき10,000円(開催地が県内 の場合は、5,000円)
	団体競技の場合(複数市町の混成 チームの場合は、市内に住所を有 する者の数)	登録選手1人～9人	1人につき10,000円(開催地が県内 の場合は、5,000円)
		登録選手10人以上	1団体につき100,000円(開催地が 県内の場合は、50,000円)